

第8回宮城県総合教育会議 議事録

令和元年9月6日作成

- 1 会議名 第8回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 令和元年7月16日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎11階 第二会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者2名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会
 - (2) 挨拶(知事:村井知事)
 - (3) 議 題(議長:村井知事)
 - ① 児童虐待防止対策について
資料1-1及び1-2に基づき説明 (説明者:武田 子ども・家庭支援課長)
 - ② 不登校対策について
資料2に基づき説明 (説明者:奥山 参事兼義務教育課長)
 - (4) その他
 - (5) 閉 会

1 開会【司会】

それでは、始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ、「第8回宮城県総合教育会議」に御出席をいただき大変ありがとうございます。

本日の会議は、宮城県総合教育会議運営要綱第5条の規定に基づき、公開となっておりますので、御了承願います。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、担当者がマイクをお渡しいたしますので、お知らせ願います。

それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事から挨拶を申し上げます。

2 挨拶（村井知事）

本日は大変お忙しいところ、教育委員会委員の先生方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、私と教育委員の皆様が本県の教育・保育の現状や課題に対する認識を共有し、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うことにより、今後の施策の推進につなげる目的で開催するものです。

本日の会議では、知事部局からは「児童虐待防止対策」、教育委員会からは「不登校対策」の議題提案となっております。

「児童虐待防止対策」については近年痛ましい事件が全国的に相次いでおり、本県としても未然防止、早期発見・早期対応に万全を期さなければなりません。

そのためには、児童の安全を守る立場にある学校や教職員の果たす役割は大きいものと考えており、知事部局と教育委員会との連携の在り方について、皆様とともに考えてまいりたいと思います。

「不登校対策」についてはこれまでも議題として取り上げ、対応を強化してきたところではありますが、依然として出現率の高い状況が続いております。

不登校状態にある子供たちへの支援はもちろんのこと、今後は新たな不登校を生まない仕組みづくりについても検討していく必要があります。

これらの課題解決に向け本日は委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の検討に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】

次に、議題に入ります前に、前回の会議以降、教育長及び教育委員の交代がございましたので、御紹介します。

はじめに、この4月に新教育長に就任されました、伊東昭代教育長でございます。

【教育長】（伊東教育長）

よろしくお願ひいたします。

【司会】

次に、昨年10月に委員に就任されました、小川和久委員でございます。

【教育委員】（小川委員）

よろしくお願ひいたします。

【司会】

ありがとうございました。改めまして、皆様よろしくお願ひいたします。

—以下議事—

3 議題

【司会】

それでは、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、運営要綱第4条の規定に基づき知事になるものとされておりますので、村井知事に議長をお願いいたします。

【議長】（村井知事）

それでは、よろしくお願いします。

議題（1）「児童虐待防止対策について」、事務局から説明してください。

【事務局】（武田子ども・家庭支援課長）

子ども・家庭支援課長の武田でございます。よろしくお願いします。

それでは、児童相談所の概要から御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。児童相談所は児童福祉法第12条の規定により都道府県や政令指定都市等に設置される児童の相談機関です。県には、三つの児童相談所と一つの支所がございます。仙台市にも仙台市管轄の児童相談所がございます。

その業務としては、三つ記載しておりますが、児童及び家庭からの相談に応じ、調査や心理検査などの各種鑑定を行った上で、必要な指導・支援を行うこと、児童の安全・安心を確保するため、また、児童の各種鑑定や行動観察を行って、どのような支援や措置が必要かを見極めるために、一時保護を行うこと、児童が家庭から離れて指導・支援を行う必要がある場合は児童福祉施設への入所や、里親への委託などを行うこと、市町村の児童に係る相談援助活動への支援などを行っているところであります。

相談の種類ですが、主に三つございます。

一つ目は養育相談、家庭で養育することが困難な状況にある児童についての相談で、児童虐待防止法第2条で規定する児童の虐待に関する相談と、保護者の失踪や入院、服役等により家庭で養育することが困難である児童、親権者や、未成年後見人を持たない児童に関する相談の二つがございます。

二つ目は保健相談で、未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患などがある児童についての相談です。

三つ目は障害相談で、身体障害や知的障害、発達障害のある児童についての相談です。

四つ目は非行相談で、法に触れたり、将来が心配な非行をする児童についての相談です。

五つ目は子育てをするのに難しさを抱えている児童や、情緒的な障害を抱えている児童、不登校児童についての相談です。

その他、これらの分類に入らない相談、施設入所や里親宅をした児童へのアフターケアなどを行っております。

職員ですが、児童福祉司、児童心理司など、異なる職種の職員で構成されている相談機関でこれら職員のチームワークで相談・支援に当たっております。

児童虐待への対応については、これまでも制度改正や関係機関の体制強化などにより、その

充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体として取り組むべき重要な課題となっております。

平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は133,778件に達し、過去最多となっております。厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から27年連続で増加しているところでございますが、総数のうちの約1万件は学校等からの相談によるものでございます。

本県における相談件数ですが、平成27年度の949件をピークに平成28年度、平成29年度と減少していたところですが、平成30年度は894件と前年度に比べ167件の増加となったところでございます。894件のうち91件（約10%）が学校からの通告によるものとなっております。全国の動向と同様に、本県についても学校関係者が虐待の発見、対応に当たり、重要な役割を果たしている状況が窺えます。

虐待相談件数の増加、昨年3月の目黒区、本年1月の千葉県野田市の事案等を踏まえ、昨年度より新たな対策が打ち出されてきているところであります。昨年3月の事案を受けては、昨年6月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、子供の命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関があらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講ずることとされ、7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がまとめられたところであります。

この緊急総合対策に基づき、昨年12月には暮らす場所や年齢に関わらず全ての子供が地域での繋がりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子供の自立支援等に至るまで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について、これまでの取組に加えてさらに進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されたところであります。

さらに、本年1月の千葉県野田市の小学4年生の児童が亡くなるという事案における教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかったこと、関係機関との連携が不足していたことなどの課題を踏まえ、本年2月、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定されました。

このことを受けて内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で、2通の通知が同2月に発出されております。児童虐待に係る情報の管理や、学校、教育委員会と児童相談所、警察等の連携に関するものであります。

本年3月には「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が関係閣僚会議で決定され、その対策を実施するため、親権者等が「しつけ」として体罰を行うことを禁止することなどを内容とする、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正案が先の国会で成立したところであります。

本県においては、関係機関との連携については、教育、福祉、医療、警察等の関係機関が児童虐待について共通の認識を持ち、対策等を総合的に調整するため、平成13年に「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」を設置し、児童虐待防止、早期発見などのためのネットワークを構築してきたところです。特に、学校・教育委員会との連携については、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」において、個別のケース検討会議などを通じ情報共有を行っている

ほか、在宅指導中のケースに関しては、登校等の状況や保護者対応について、学校・教育委員会と連携して対応しているところであります。

児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、対応力の強化、社会的養護体制の充実まで本県においても様々な取組を行っているところであります。

児童虐待が発生した際の的確な対応力を強化するため、県警察と情報共有に関する協定の締結、児童相談所への警察官の配置、合同研修の実施等により連携強化を図っております。

さらに、児童相談所への顧問弁護士の配置など、児童虐待対応における重要な役割を担う児童相談所の体制や専門性の強化を進めております。

児童相談所の体制の充実・強化に加え、児童相談所や関係機関が緊密に連携すること、特に、学校・教育委員会との連携においては、学校における児童虐待の早期発見、早期対応、被害を受けた子供の適切な保護などについて、学校と市町村、児童相談所の連携した対応の一層の充実を図っていくことが肝要であると考えております。

児童相談所は、学校と連携して保護者への対応を行いますので、児童虐待と思われる場合はまずは児童相談所に連絡いただければと思います。学校や市町村と連携して、児童生徒や保護者への対応に当たることができればと考えております。

また、市町村教育委員会を通じて、その市町村の児童福祉担当部署に対して、児童生徒等が抱える問題に関して学校が気付いた点などについて早期に相談し、「要保護児童対策地域協議会」において地域での幅広い関係機関と情報を共有し、事例を検討することも重要な対応方策の一つであると考えております。

資料1-2を御覧ください。子ども・家庭支援課においては、学校と関係諸機関、児童相談所が主となりますが、その連携を進めていくため、学校管理職が集まる場へ児童相談所職員が出張しての研修を行っております。

児童虐待の発見、通告等の理解を深めるとともに、講師となる児童相談所の職員との顔の見える関係づくりに役立て、何かあった際の連携をよりスムーズに運ぶことができればと考えております。

児童虐待の通告・保護、児童生徒の安全でよりよい生活環境を確保するためには、児童相談所と学校、市町村等が連携して継続的に児童生徒や保護者へ対応していかなければなりません。そのためにも、学校、教育委員会と密接な連携を構築できればと考えております。教育委員の皆様にも是非御理解、御支援をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、児童虐待防止対策について、委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。私から指名させていただきます。

最初に、伊東教育長、お願いいたします。

【教育長】（伊東教育長）

現在市町村で設置している「要保護児童対策地域協議会」に市町村教育委員会や学校が参加し、虐待事案に適切に対応するよう、努めているところであります。また、県教育委員会とし

ても、義務教育課内に「心のケア・いじめ不登校等対策プロジェクトチーム」を設置し、市町村からの情報を一元化、集約化して保健福祉部に繋ぐなど、対応を行っております。

しかし、近年全国で大変痛ましい事件が起きていることもあり、児童生徒の最も近いところにいる教職員がいかに早く気付けるか、児童相談所等の関係機関に通告するなどの適切な対応していくかということが、今後求められる部分であると考えております。

現場から聞こえてくる話では、やはり教職員が通告することによって、そのことが保護者に伝わると、その後の保護者対応に苦慮するといった声や、非常に重大な案件をたくさん抱えているという中で、通告すべきか否か判断に迷うといった声もあり、学校での対応力に差が出てきているという課題もあるかと考えております。

児童相談所の専門の職員による学校管理職への研修の機会を設けていただくことは、連携を図る意味でも非常に意義のあることと思っておりますので、県教育委員会としてもこうした研修を積極的に活用するよう、しっかり働きかけていきたいと考えております。

また、本年5月に文部科学省から具体的な対応方法をまとめた「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」が示され、その中で、虐待を見つけるための「虐待リスクのチェックリスト」、学校における虐待対応の流れを示したフローチャートといったものが示されておりますので、各教育現場で積極的に活用できるよう、周知徹底に努めていきたいと思っております。

今後、児童相談所の体制が強化されていくとのことで、非常に心強く、期待しております。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。

次に、千木良あき子委員、よろしくお願いいたします。

【教育委員】（千木良委員）

私からは現場の意見としてお話をさせていただきます。

体の虐待によって、骨が折れたり、顔面に傷を負ったり、あるいはネグレクトによりう蝕（虫歯）が多発したりといったことがあるので、歯科は小児科と共に家庭内の状況を非常に察知しやすいというふうに言われております。私は今回、歯科医として自分の経験と反省も多々ありますので、それをお話したいと思います。

以前に虐待、ネグレクトを疑い、学校に電話で情報提供した事例がありましたが、提供した私としては重大事案にならないよう、学校には母子との連携がしっかりなされているのかなど不安視し、情報提供させていただきましたが、学校側としては虫歯の多い子供との認識をされていたようで、担任の先生からは昼休みの歯磨きをしっかりとるようにしましたとの返答をいただきました。医療側と学校側で認識に大きなギャップがあったと感じました。虐待マニュアルというのも勿論ありますが、現場でしっかり活用されて、実際に連携が行われなければ、重大事案は減らないのではないかとこの経験を通じて感じました。

自分でもいろいろと反省点を考えてみましたが、まずは情報提供するとき、電話で行ってしまったのはよろしくなかったかなと、きちんと文書で管理職宛てに情報提供を行う必要があったのではないかと思います。

また、そのような情報提供があった際には、対応するのが担任の先生のレベルでよいのか、情報共有といったレベルでよいのか、それとももっと上の方のレベルなのか、学校からの返答

や現状報告の必要はないのかということをお学校側でしっかりと再検討していただければよかったなと感じております。

もう一つは、実際に動くための環境の整備がされていなかったことも問題だと思いました。情報提供を管理職も含めて把握していただくことで、担任の先生や養護教諭の先生が動きやすいという目配りができると感じております。

以前、別のケースで管理職の先生、養護教諭の先生と複数回にわたって直接情報交換することができ、状態が改善したといった経験をしました。その後の対応について、学校や園の責任として状況報告をしっかりといただければ、医療の方でもそれを聞いて、情報提供が福祉に結び付いたことや子供の状態がよくなったことを知り、非常に安心を得ることができます。恐らく現状では、そういったことがなされていないのではないかと思います。

また、歯科医という職種自体ももう少し虐待、ひいては虐待だけでなくネグレクト、発達障害にも目を向けて家庭全体を支援していけるような信頼される情報提供者になるよう、関係構築を続けていかなければいけないと感じました。

最後に、教育委員としての意見ですが、子供に関わる関係各機関は実際に現場でどのように動いているのかといったことをしっかり見て、支援を行っていかねばならないと思います。

【議長】（村井知事）

歯科医としてのお話、ありがとうございました。

それでは、小室千恵子委員、よろしく願いいたします。

【教育委員】（小室委員）

よろしく願いいたします。私は保護者としての立場からお話したいと思います。周りから聞こえてくる声なのですが、学校内でお母さん方が集まっている話の中で、隣でこういう声が聞こえるのだけど大丈夫なのかなと思うが、それをどこかに相談していいものなのかすごく迷うという話を聞くことがあります。

防止・対応策の中にもあるように、情報源を保護者に伝えないというのはとても大事なことであって、安心してすぐ情報提供できる環境が重要だと思います。地元の声を聴く機会がありますが、こういう対策があるというのは、なかなか保護者の方には広まっていないのかなと感じます。

テレビなどでは痛ましい事件を目にすることが多く、見たくないなという気持ちではありますが、その中でも、保護されている子供たちは多くいるわけで、施設であったり学園であったり、その子供たちが親元に帰れるかどうか、そのまま施設や学園で成人するまで過ごしていくかどうか、その見極めがすごく大事だと思います。

学園の方から聞いた話では、それまで一度も面会に来ることがなかった親が、子供が18歳になって働いてお給料がもらえるようになると迎えに来ることがあるそうで、それが駄目だということは学園の職員から言えることではありませんが、子供は迎えに来てもらったことが嬉しくて、戻っていく子供たちもいるという話を聞きます。

学園の中でも、過ごしている間に気持ちが落ち着いていく子供もいれば、18歳になるまでなかなか落ち着かず、心が荒れ、自分の心の置き場所がないまま、巣立っていく子供たちもとても多いという話を聞きます。

職員の方々も対応が大変で、子供からの暴力があってもそれをしつけとして怒ることができないということもあり、すごく難しいが、まずは話を聞くことが大切なのだとお話をされていました。

また、今は家庭的な環境の中で養育が必要だということで、里親制度を推進されていると思いますが、気仙沼などの田舎の方ではすぐあそこに里子が来た、あそこは里子だという話が広がってしまい、子供たちがそれまでも傷ついてきたのに、またそこで傷つくという状況があるので、これ以上子供たちが傷つくことをしたくないと思うと里子に出すというのなかなか難しいという話も聞きました。

地域の中で理解がもっと広まり、地域全体で子供たちを見守っていつてあげられれば、子供たちも穏やかに過ごせるのではないかと感じています。発生予防や早期発見・早期対応が最も大切だとは思いますが、養護された後の支援をより厚くしていただけると大変よいと感じております。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。保護者の視点から大変参考となる意見でした。

それでは、小川和久委員、よろしく願いいたします。

【教育委員】（小川委員）

よろしく願いいたします。この児童虐待防止対策については、虐待が起きる前の段階での対応、虐待が疑われる段階での対応、虐待が起きた後の対応と、三段階に分けられるのかなと思います。

疑われる場合にどう知らせるか、報告するか、また虐待が起きた後の対応は、かなりデリケートで難しい問題かと思えます。保護者も追い込まれる精神状態にありますし、追い込まれている状態をまた子供のせいにして虐待が助長されてしまうということがありますので、非常に難しいと思えます。それゆえに学校や関係機関との連携や、教職員を対象とした研修を開催することの重要性、児童相談所の体制を強化する必要性もよくわかります。

一方で、これだけ年々増えているということは、顕在化していない潜在的な状態もその背景にはかなり関わるのではないかと思ひ、虐待が起きる前に、何らかの対応ができないのかと考えながら資料を拝見させていただきました。

虐待が起きるリスクを孕んだ家庭や保護者がある程度わかるのではないかと思います。例えば親が若い、育児の知識や技術が未熟である、子供への愛着が足りない、あるいは愛着が過剰である、子供側が育てにくい子供でより負担が大きい、地域社会から孤立しているなど、いくつかのリスクがあり、虐待が起きていない段階からある程度わかると思うので、そういう方々と普段からよい関係づくりをしていれば相談がしやすいと思ひます。

相談体制が整っているといっても、対象となる人たちが自ら相談に行かないと役に立たないと思うので、そのためには日頃からの良好な関係づくりが重要です。市町村での子育て世代包括支援センターの設置推進というのがありますし、児童相談所がそこに関係してくるというのがありますし、何らかの体制を使って、大雑把な把握でもよいので、日頃からリスクのある子供たちや保護者との関係づくりをしていくことが重要であると思ひます。

例えば、乳幼児健診など誰もが行く機会がありますし、そういった機会を通して、児童虐待

のリスクアセスメントとは言わず、いい関係を作っていきましょうといった名目で接すれば、自然と相談につながる可能性も高まっていくのではないかと思います。

また、そういった情報が学校に入学する際に学校の管理職に伝わると、学校側もリスクのある家庭であるとわかった上で接することができるので、もし何かあったときに早期発見・早期対応につながっていくと思います。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。非常に参考になる御意見で、知事部局としてもしっかりと対応していかなければならないと、改めて意を強くしたところでございます。

いろいろとお話いただいた中で、マニュアル化するとうまくいくというものでもなく、日頃からの人間関係や、個別な対応が必要であり、ときにはより丁寧に対応しなければならない事案があるということでもあります。学校任せ、歯科医任せ、地域任せ、家庭任せでも駄目で、誰かに任せるのではなく、どのようにうまく原因を取っていくのか、コントロールの仕方というのは知事部局として非常に責任が大きいと思いますので、今頂いた御意見をしっかりと踏まえながら今後の対応をよく考えていきたいと思っております。

報道を聞いていると、虐待している親は虐待をしていると思っていないんですね。言われることによってプライドが傷つけられて、またエスカレートしていくという悪循環になっており、非常にナーバスな問題だと思います。

また、情報源が漏れることによって、保護者間で人間関係がおかしくなってしまうという問題もあり、慎重に対応しなければならないと思います。

子供の命が失われる問題であり、また、非常に大きな犯罪を犯す子供たちは小さい頃に虐待を受けている経験が多いということが統計上示されているので、少しでも減らすようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

それでは、議題（１）につきましては、以上とさせていただきます。

次に、議題（２）「不登校対策について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（奥山参事兼義務教育課長）

義務教育課長の奥山でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議題（２）不登校対策について、御説明申し上げます。

資料２を御覧ください。はじめに、不登校児童生徒の状況ですが、小学校は、平成２１年度から増加しており、平成２９年度は出現率が０．６６％となりました。中学校は平成２３年度まではゆるやかに減少傾向にあったものの、平成２４年度から増加に転じ、平成２９年度は出現率４．３％で、全国で最も高い結果となり、不登校は、本県の長年の課題となっております。

これまでも県教育委員会としましては、不登校対策に係るリーフレット等を作成し、市町村教育委員会や学校に配布するなどして、不登校に対する取組を促してまいりました。これまでの対策は主に学校を支える仕組みづくりに注力してきました。

令和元年度からは、新たな不登校を生まない取組として、みやぎ「行きたくなる学校づくり」

推進事業を展開し、未然防止に力を入れております。

学校を支える仕組みづくりとして、資料にありますとおり、

- ・仙台市を除く県内全ての小・中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣
- ・仙台市を除く県内全ての市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置
- ・不登校や暴力行為など生徒指導上の課題を抱える学校への心のケア支援員の配置
- ・不登校児童生徒の家庭等への訪問による学習支援を行う訪問指導員の派遣

など、それぞれの充実に努めてまいりました。

平成28年度に東部教育事務所に設置しました児童生徒の心のサポート班は、平成30年度は大河原教育事務所に増設し、2班体制で全県をカバーしております。

平成30年度の活動実績について、支援件数は4千件を超える実績となり、うち3,112件はサポート班が継続して関わる継続相談活動となっております。サポート班の認知が進み、学校や保護者からの活用が増えています。

続いて、平成28年度に開始したみやぎ子供の心のケアハウス運営支援事業ですが、初年度は8市町の設置でしたが、今年度は28市町が設置しております。

成果としましては、ケアハウスを設置した市町において、不登校の出現率が県平均を下回り、また、再登校率は上回るなど、支援した児童生徒の1割が学校復帰を果たしております。

この事業は令和2年度で終了の予定でしたが、支援継続を希望する要望が多く市の町村から寄せられたこともあり、募集を延期し、第二期の募集を令和元年度まで行い、第二期募集市町村については、支援を令和5年度まで行うこととしております。

このように、これまでは、30日以上欠席した不登校児童生徒への支援が中心でしたが、今後は新たな不登校を生まない取組が重要であると考え、今年度からあらゆる教育活動で「居場所づくり」「絆づくり」に取り組む、みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業に取り組んでおります。

今年度は4地区を指定し、特に、中学1年生で不登校となるケースが多いことから、小中連携を促進するために、小中連携担当教員を加配し、切れ目のない支援ができるよう、市町村教育委員会を支援しております。

さて、今後の不登校対策についてですが、現在心のケアに関わる事業は、その大部分が復興財源を活用しており、復興計画期間後は体制の維持が懸念されるだけでなく、様々な状況が予想されることから、市町村ごとの不登校支援体制の見直しが必要であると考えております。

そこで、不登校を生まない未然防止策として、みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業による新規不登校を生まない取組の充実の他、新たな校内システムの構築を検討していく必要があると考えており、また、早期対応・自立支援については、学校を支える仕組みとして、各市町村等が設置する「教育支援センター」を核とした取組の充実を検討してまいりたいと考えております。

不登校対策については、成果の挙がっているこれまでの対策を継続しながらその在り方については、知事、教育委員の皆様から御意見をいただき、また、学校の実情を踏まえ、最善の在り方を検討してまいります。

さて、不登校の全般的な概要と対策について説明してまいりました。不登校については、震災との関連を念頭に対策を検討していく必要があると考えております。

震災後の児童生徒の生活環境については、仮設住宅等から通学している児童生徒は減少して

いるものの、未だ300人を超えている状況であります。その内訳は、見なし仮設も含め仮設住宅から通学している児童生徒は202人、親戚の家から通学している児童生徒は106人となっております。

また、「突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある」と答えた小学5年生は12.9%、中学1年生は6.7%であり、未だ震災の影響を受けている児童生徒がおります。

不登校児童生徒をはじめ、震災に起因して心のケアが必要な児童生徒への支援を維持するためには、震災の年に生まれた子供で高等学校定時制課程が終了する令和12年度まで財源を確保し、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。一つ確認したいのですが、スライド14に記載のあるみやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業の4つの市町の推進地区の指定というのは、どのような選出になっているのでしょうか。

【事務局】（奥山参事兼義務教育課長）

手上げ方式となっております。やはり、不登校対策に課題を抱えている市町を選定したもので、複数の希望があったなかで、4つの市町を指定しております。

【議長】（村井知事）

それでは、不登校対策について、御意見を頂きたいと思います。また、私から指名させていただきたいと思います。

それでは、伊藤均委員、お願いいたします。

【教育委員】（伊藤委員）

ただいまの御説明で、小中学校とも不登校の出現率が増加していること、不登校の対策についても様々な施策がとられており、一定の成果が挙げられていることがわかりました。

一方で、復興財源の活用ができなくなった後で、継続した対策が講じられるかどうか、課題も明らかです。

不登校には様々なケースがあり、例えば、小学校では登校できたのに、中学校になってから不登校になるケースでは、小学校時代にその兆候があったかもしれず、その点での小中学校での情報共有が大切ですが、中学校だけで対応するには人的・物理的にも不十分ではないかと思えます。また、不登校は将来の引きこもりにつながる可能性があり、本来は社会全体で取り組むべきもので、学校教育の中で解決させることには無理があるのではないかと常々感じております。

内閣府が今年3月29日に公表した若年期、15歳から39歳の引きこもりの数は54万1千人、中高年、40歳から64歳の引きこもりの数は61万3千人と推定されており、引きこもりは長期化・高齢化が課題ともなっている中で、今後は不登校対策について資源を集中して取り組むべきではないでしょうか。

資料2のスライド9に訪問指導員による家庭訪問等が支援児童生徒の再登校に大きく役立

ったことが明らかになっております。こうした事例を分析して、次にどう役立てていくのが大切ではないでしょうか。

若干教育委員会の枠を超えた発言となりますが、児童生徒時代に不登校だった人がその後自立できるようになったケースを拾い、その背景を分析することはどうでしょうか。例えば、家族以外の人や地域とその人が関わったことで自立につながったケースもあるかもしれません。地域がお祭りや運動会などでいつでも受け入れられる環境を作り、親だけで抱え込まないで地域全体で見守り、支えることは、自立を促し、将来の8050問題のリスクを減らすことに繋がると思います。

震災に起因する心のケアはこれからが正念場です。知事におかれましては、財源を確保し、将来の日本を担う児童生徒をしっかりと全面的に支えていただきたいと思います。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。仰る通りだと思います。しっかり取り組みたいと思います。それでは、齋藤公子委員、お願いいたします。

【教育委員】（齋藤委員）

私からは、これまでの経験を踏まえながら、不登校問題についてお話をしたいと思います。不登校は古くて新しい問題だと改めて思います。不登校は随分前から現場に存在していましたし、それがずっと続いてきて、その度に新しい取組がなされてきたと思うのですが、近年の教育委員会の取組はこれまでも中でも最も丁寧で、細やかな取組だと思いますし、伊藤委員からお話のあったとおり、訪問したことによる再登校が高い比率で起きているということが、それぞれの取組が機能していることの現れかなと思います。

外側からの行政的な支援がこれだけされているわけですから、更にとすることはなかなか難しいと思いますが、是非継続的に支援いただきたいと思います。

ただし、不登校には様々なケースがあります。原因が対外的なところに起因する生徒もいれば、自身の内面における問題を抱えている生徒もいるわけで、ケースごとに分類するとか、そういう次元ではなく、個別の発生の仕方ではないかと感じます。如何に現場が捉えて、早期にどう対応するかということが今後問題になってくるのではないかと思います。

一番必要なことは、見極める力だと思います。どちらに原因があるのか、どこに起因しているのか、そのことを見極められない段階ではなかなか指導に入っていくのが辛い、あるいはどんなに指導を行っても、徒労に終わってしまうこともあります。

それから、学校側が対応できる範疇なのか、そこを超えたところに原因があるのかといった見極めなど、要所要所での見極めがとても大事だと思います。早い段階で見極めるために何が重要かといえば、やはり親や学校の先生が子供のことをよく見ていることが大事だと思いますし、一番近いところでの人間関係の構築が欠かせないと思います。行政的な支援と、一番近くにいる人間同士の繋がりとの構築と、両方から迫っていくことが大事だと思います。

不登校には様々なケースがあって、私の経験ですが、二週間から三週間に1回くらい必ず休む生徒がおり、保護者と学校との間でその意味がしっかり認識されていて、その子はなぜかとても疲れると言っていたそうですが、1日休めば大丈夫な状態になって戻っていきけるのだということを保護者の方が学校に伝え、学校もそういう休みですねと理解して休ませるとい

ことが続き、最後には休む間隔が段々長くなっていった、長期に連続で休むことなく学校に行くことができました。

その原因がどこかにあったのかといっても、その子供の中の様々なことに対する敏感な気遣いであったり、学校ではとても優秀な子供として認識されており、それでもそういうこともあるなど、様々なケースがあります。

先生方の見極める力が大事ですが、そのためには学校側にはある程度ゆとりが必要でしょうし、子供たちと関わる時間の確保が必要でないかと思っておりますので、教育委員会としての現場への支援をお願いしたいと思います。

【議長】（村井知事）

ありがとうございました。正に教育現場をよく知る教育委員としての御意見だと思っております。それでは、最後、伊東教育長からお願いいたします。

【教育長】（伊東教育長）

不登校対策は本県の長年の課題であり、以前は不登校児童生徒が登校できるようにする取組が中心でしたが、様々な要因がある中で、児童生徒が多様な場所で学ぶことも重要なのではないかという考え方や、教員だけではなく、福祉や医療などの関係機関の方々の意見を聞きながら取り組んでいくことが重要だという考え方になってきております。

以前の総合教育会議の場で知事からやりましようと言っていた「みやぎ子どもの心のケアハウス」ですが、現在28市町にまで広がっており、不登校だった子供が再登校したり、再登校しないまでも家に引きこもっていた子供が少し外に出てくるようになるなどの効果が現れてきていると思っております。

この取組を続けていきたいと思っておりますが、市町村によつての取組も様々なので、どういう取組をしたところの成果が挙げているのか、県教育委員会としてもよく見ながら好事例を広めていきたいと考えております。

もう一つ、不登校を含む様々な心の問題に関しては、本県は復興財源あるいは県の独自の基金を活用して実施しておりますので、今後も続けていくために国に対してもしっかりと要望していかなければならないと思っております。知事とよく相談しながら、しっかりと取り組んでまいります。

【議長】（村井知事）

皆様ありがとうございました。伊藤均委員からお話のあったとおり、単に学校に行かないというだけの問題ではなく、そのまま働けないという問題に繋がってしまうところが不登校問題の根の深い部分かと思っておりますので、しっかりと対応しなければなりません。

「みやぎ子どもの心のケアハウス」などを作って、家庭訪問をしっかりとしていくと、再登校する子供たちが出てくるという成果もあります。そういった観点から、齋藤公子委員からお話のあったとおり、学校にある程度ゆとりを持たせて、教員が子供たちと向き合える環境を整備することが重要であると思っております。

先日テレビで拝見しましたが、ボクシングの村田選手が「居場所」という言葉を強調されておりました。中学校でボクシングを始め、高校に入って初めて居場所ができて、大学でも居場所

ができたそうで、「居場所」というのが非常に意味の深い言葉だと感じました。不登校になる子供たちは学校になかなか居場所が見つからない一方、学校に行って楽しい子供は学校が居場所になっているわけなので、子供たちに居場所をしっかりと作ってあげることが我々大人の大きな責任だと感じております。

財源がないから終わりというわけにはいきませんので、非常に優先度の高い事業として、何としても財源を確保して、復興財源があるうちは活用させていただき、その後は基金を使い、一般財源もできるだけ活用しながら継続していこうと考えております。

また、伊東教育長からは好事例を広めるというお話もありました。お願いしたいのは、宮城県全体の不登校率というデータは持っておりますが、仙台市以外の市町村の不登校率、あるいは児童生徒数当たりの割合など、具体的なデータや、不登校率の低い市町村の成功例、逆に高いところの要因を分析されていると思うので、是非見せていただきたいと思います。

先日、埼玉県の上田知事とお話する機会があったのですが、知事室に自分が知事になったときの市町村ごとの不登校率のデータと埼玉県の全国順位が貼ってあり、併せて現在の市町村と埼玉県それぞれのデータも貼り出しているそうです。

県教育委員会が全て背負うのではなくて、自分がどのくらいの位置にいて、こういうところがよくて、こういうところが課題だといった情報を市町村教育委員会にもしっかり伝えて、お互いが切磋琢磨することが重要だと思います。

ただし、競争を煽るということではないので、順位などの情報を全て公開するのではなく、我々と市町村教育委員会で情報共有しながら、しっかり言うべきことは言い合える、切磋琢磨して自分たちの状況が少しでもよくなるように話し合う場を作り、お互い良いところを取り合って、全体として不登校率を下げていくことが重要であると思います。

非常に残念だと思っていることとして、岩手県も福島県も非常に大きな震災の被害があったわけですが、宮城県だけが不登校率が高く、それも沿岸部だけが高いわけではなく、内陸部も高いという状況なんですね。

私なりにもっと細かく分析させていただいて、この総合教育会議という知事として教育委員会に物申せる場を作っていただきましたので、皆さんを責めるということではなく、私の方にも責任がありますので、こういったことに財源を使うべきだということがわかれば、教育長と意見交換しながら、財源を注いでいきたいと思っております。是非そういったデータを私にレクチャーする場を設けていただければと思います。

状況によっては、市町村の首長の皆さんと話をするクローズの場で、皆さんは現在こういう状況ですと、皆さんそれぞれの教育委員会とよく話し合って対策を取っていただきたいと、良い事例と悪い事例をお示ししながら、首長も責任を持って取り組みましょと、言ってもよいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

目標を立ててやるものではないとは思いますが、あまりにも本県は長年改善しない状況が続いており、首長として責任を感じておりますので、是非よろしく願いしたいと思います。

ところで、高校の不登校率はどのくらいですか。

【事務局】（伊藤参事兼高校教育課長）

2. 4%で、例年高い状況となっております。

【議長】（村井知事）

高校生は学校に行く，行かないはある程度選択肢があるので，小・中学生の方が問題は大きいと思いますが，高校も頑張って取り組んでいきましょう。

それでは，議題（２）については以上とさせていただきます。

4 その他

【議長】（村井知事）

その他，委員の皆様から何かこの機会にありましたらお聞きしますが，いかがでしょうか。

（意見等なし）

それでは，私の進行は以上とさせていただき，事務局にお返しします。ありがとうございました。

5 閉会

【司会】

それでは，これをもちまして「第8回宮城県総合教育会議」を終了いたします。
本日はありがとうございました。

以上